

行政手続条例適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		勤労者センターの使用又は目的外使用に関する使用料の還付		
根拠例規及び条項		多治見市勤労者センターの設置及び管理に関する条例(昭和 59 年条例第 5 号)第 10 条ただし書		
所 管 部 課 名		経済部 産業観光課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	多治見市勤労者センターの管理に関する規則第 7 条(昭和 59 年規則第 16 号)第 7 条第 1 項		
	基 準	還付額は、次のとおりとする。 (1) 使用者の責めに帰さない事由により使用することができない場合及び使用の日の前日までに使用許可の申請の取消しを申し出た場合は、既納の使用料の全額 (2) 使用の日の前日までに使用許可の申請の変更を申し出た場合で、既納の使用料の額が変更後の使用料の額を超えるときは、当該超える額		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 3 日程度(注: 休日は含まない。)		
	内 訳	経由機関 日(機関名) 協議機関 日(機関名) 処分機関 3 日		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
備 考				